



第4章

国民と共にある外交

第1節	世界とのつながりを深める日本社会と日本人 ……	218
第2節	海外における日本人・日系企業への支援 ……	228
第3節	国民の支持を得て進める外交 ……	240

第1節

世界とのつながりを深める
日本社会と日本人

総論

日本と外国との間で人の往来を増やすことは、経済の活性化や異文化間の相互理解の促進につながる。このような考えから、外務省は、外国人の日本への入国や滞在を円滑化し、外国との間の人的交流を促進させることを重視している。

2011年に日本に入国した外国人数は、東日本大震災の影響により前年より大幅に減少したものの、年間約714万人に上り（注：2010年は944万人）、これは2000年（約527万人）と比較すると約1.4倍近くであった。また、日本に長期滞在する外国人（外国人登録者）の数は、「リーマン・ショック」を契機として2008年末をピークに減少しているものの、2011年末で約208万人であり、2000年（約169万人）と比べると約1.2倍となっている。

日本に入国しようとする外国人は、ビザ（査証）を取得する必要がある。ビザは、日本の利益を害するおそれがないと判断される外国人に対し、在外公館（海外にある大使館、総領事館等）で発給されている。近年、来日する外国人が増加していることを受け、外務省はビザの発給の迅速化にも努めている。

また、成長著しい東南アジア諸国連合（ASEAN）諸国については、2012年6月からはタイ、9月からはマレーシアやインドネ

シアの観光客などに対して数次ビザの発給を開始した。

さらに、中国人観光客に対しては、沖縄を訪問することを条件に「沖縄数次ビザ」の発給を2011年から開始していたが、2012年7月からは、東北三県（岩手県・宮城県・福島県）を訪問することを条件とする「東北三県数次ビザ」の発給も開始した。

また、日本においては少子高齢化や人口減少が進行しつつあることから外国人観光客の誘致にとどまらず、日本経済を支える人材を国内外を問わず確保していくことが一層重要となっている。こうした背景の下、外務省は、2005年以降、外国人の受入れや社会統合に関する国際シンポジウムやワークショップを開催し、外国人の受入れに伴う具体的課題や取組について討議の場を設け、国民参加型の議論の活性化に努めている。

日本人と世界とのつながりがかつてなく深まっている今日、政府以外の主体の力をいかし、オールジャパンでの外交を展開することがより一層重要となっている。例えば、国際協力に対する市民の関心の高まりを背景に、開発途上国などに対する支援活動の担い手として、非政府組織（NGO）の重要性が近年ますます高まっている。外務省は、NGOを国際協力における重要なパートナーと位置付

け、国際協力を推進する上での連携強化に努めている。日本のNGOは、アジアを中心にアフリカ、中東など世界各地において貧困削減や人道支援のために地域住民に密着したきめの細かい支援活動を実施している。また、現地での支援活動のみならず、開発途上国の現状などに関する専門的知見をいかして、人権、教育、保健、環境など様々な分野でNGO間のネットワークを形成し、政策提言活動を行うなど、その活動範囲は幅広い。

また、青年海外協力隊（JOCV）やシニア海外ボランティア（SV）などの、国際協力機構（JICA）ボランティア事業の参加者は、現地の人々と同じ目線でその国が抱える問題の解決に一緒に汗を流して取り組んでおり、国際協力の重要な担い手である。こうしたJOCVなどの事業は日本の「顔の見える援助」を代表する取組として各国から高い評価を得ており、その国の経済・社会の発展のみならず、日本と各開発途上国との間の相互理解や友好親善の促進にも大きな役割を果たしている。また、帰国したボランティア事業参加者の知識や経験が日本社会に還元されるとの観点からもこれらの事業の意義は大きい。さらに、企業活動がグローバル化する今日、主に

事業の国際展開を目指す中小企業等のニーズに応えるプログラムとして「民間連携ボランティア制度」を創設（2012年度）するなど、JICA ボランティア事業を活用して、企業などのグローバル人材育成を支援している。

幅広い分野で良好な国際関係を築いていく上で、地方や地域の役割は大きい。近年、地方自治体や地方の団体・市民による国際交流の取組は幅広く、活発に行われており、国際的な相互理解、信頼関係の構築、日本のブランド力強化などの観点から、地方や地域は、外交において極めて重要な役割を果たしている。

外務省は、地方や地域を外交を推進していく上での重要なパートナーと位置付け、オールジャパンでの総合的外交力の強化を目指している。このために、①地方の魅力の世界への発信、②地方の国際的取組の支援、③国際交流に関わる広範囲な情報の提供に重点を置きつつ、地方自治体などとの様々な連携策を実施している。特に、東日本大震災の風評被害対策支援や地場産業・地域経済の再生支援に貢献し、「開かれた復興」を支援するための多様な取組を実施している。

各 論

1 日本社会の国際化への対応

(1) ビザ（査証）

外務省は、政府による規制緩和や観光立国への取組を踏まえ、ビザ発給の円滑化（標準処理期間の制定、旅行代理店を通じた代理申請の受理、数次ビザ発給対象者拡大など）に努めている。また、一部の国・地域については、観光や商用のためのビザを免除してお

り、現在、その対象は61の国・地域に上っている。

また、2011年3月に発生した東日本大震災を受けて、外務省は、同年11月から特に被害が甚大であった岩手県、宮城県、福島県の東北三県に対する復興支援策として、東北三

県を訪問する外国人に対するビザ発給手数料を免除する措置を継続しており、被災地を訪れる外国人観光客等の増加を図っている。(2011年11月から2012年12月までに約9,900件のビザ発給手数料を免除。)

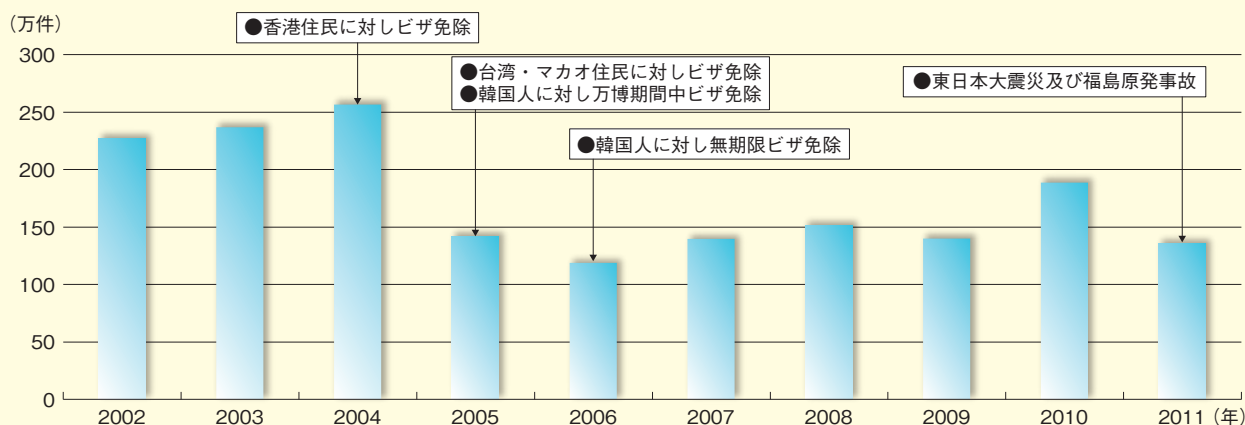
中国については、2000年から団体観光客向けにビザを発給しており、2009年7月からは、一部の在外公館において、十分な経済力を有する者とその家族に対して個人観光ビザを発給していたが、2010年7月には、その対象を「一定の職業上の地位及び経済力を有する者とその家族」に拡大した。さらに、2011年9月には「一定の職業上の地位」の要件を撤廃し、「一定の経済力を有する者とその家族」にまで拡大した。また、2011年7月からは、沖縄を訪問する中国人観光客を対象とした「沖縄数次ビザ」の運用を、2012年7月からは東北三県（岩手県・宮城県・福島県）を訪問する中国人個人観光客を対象に数次ビザ発給の運用も開始し、日中間の人的交流の発展に努めている（沖縄数次ビザは、2011年7月から2012年12月までに約2万7,000件、また、東北三県数次ビザは、2012年7月から12月までに約500件発給）。また、成長著しいASEAN諸国については、2012年6月からタイ、9月からはマレーシア及びインドネシアからの観光客などを対象として数次ビザの発

給を開始している（2012年12月までに、タイ人に対し約1万1,000件、マレーシア人に対し約1,300件、インドネシア人に対し約1,000件発給）。

医療分野においては、2011年1月から新たに創設した「医療滞在ビザ」の発給を開始した。これにより、治療などの目的で訪日する外国人患者・受診者及び同伴者等に対し必要に応じて数次ビザの発給が可能となるなど、更なる利便性の向上が実現している。また、外務省は、優秀な海外人材の受入れを促進するために、2012年5月に導入された高度人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇措置を踏まえ、「高度人材ビザ」を新たに創設し、高度人材の日本への受入れの促進を図っている。

日本経済の活性化や人的交流の促進のために迅速な査証発給、数次査証や査証免除の拡大等が求められる一方、日本の利益を害するおそれのある外国人の入国を阻止するために厳格な査証審査も重要である。在外公館における査証業務の増大に伴い、人員の拡充、査証審査のためのオンラインシステムの整備等、審査体制強化が重要な課題となっている。

ビザ発給件数の推移

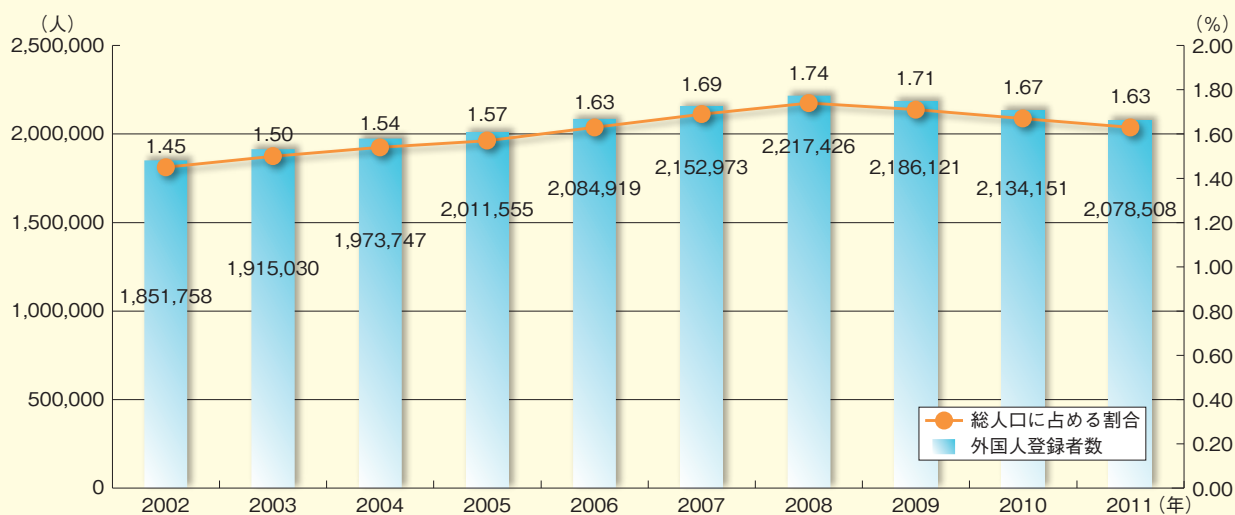


(2) 外国人受入れをめぐる取組

2008年のリーマン・ショックを契機に、日本に長期滞在する外国人の数は減少しており、震災の影響もあって、日本に長期滞在し、日本の活力の担い手となるような外国人の日本離れが懸念されている。今後は、少子高齢化や人口減少が進行しつつある日本の活力となるべき人材を国内外を問わず確保していくことが一層重要となっている。こうした点も踏まえ、外務省は、外国人の受入れや社会統合に関して、国際シンポジウムや国際ワークショップを開催している。2012年3月

の国際ワークショップ（外務省、明治大学、国際移住機関共催）では、「東日本大震災時の在留外国人への支援」及び「東日本大震災後の外国人の受入れの在り方」とのテーマの下に、大規模災害時の在留外国人への支援について、経験や教訓の共有を図った。さらに、大震災や原発事故などにより外国人の日本離れが懸念されている状況を踏まえ、留学生や高度人材を含めた、幅広い視点からの外国人受入れ問題の具体的な課題について、議論を行った。

外国人登録者数の推移と日本の総人口に占める割合の推移



(注1) 「外国人登録者数」は、各年12月末現在の統計。

(注2) 「日本の総人口に占める割合」は、総務省統計局「国勢調査」及び「人口推計」による、各年10月1日現在の人口を基に算出。

2 国際社会で活躍する日本人

(1) 非政府組織（NGO）の活躍

ア 開発援助分野

国際協力活動に携わる日本のNGOは、400以上あるといわれている。その多くは、貧困や自然災害、地域紛争など様々な課題を抱える開発途上国において、現地の草の根レベルでのニーズを把握し、柔軟できめの細かい支援を実施しており、その重要性はますます高

まっている。

外務省は、日本のNGOが開発途上国で実施する開発援助事業に対して、「日本NGO連携無償資金」を提供しており、NGOを通じた政府開発援助（ODA）を積極的に行っている。2012年（12月末現在）には、日本の48のNGOが、アジア、アフリカ、中東など、

特 集

日本にある外国 ～駐日大使館～

1. 150を超える駐日大使館：一貫した増加の動き

現在、日本が国家として承認している194か国のうち、152の国が大使館を東京に置いています。駐日大使館の数は、以下の表「駐日大使館数」のとおり1980年以降一貫して増加しており、2012年には、トンガ王国とコンゴ共和国の2か国が大使館を開設しました。2013年も、既に2～3の国から駐日大使館の開設希望が表明されています。大使館数の増加は世界各国の日本に対する関心を反映したものと言え、大変嬉しいことです。この傾向は今後も続きそうです。

2. 駐日大使館の活動

各国の駐日大使館は、日本における各国の外交拠点として、様々な分野やレベルで日本との協議や交流を図っています。日本には、経験豊かな実力のある大使が各国から派遣されています。日本駐在が2回目となる大使も多くいます。中には、日本で少年時代を過ごしたことがある大使、学生時代に日本でライフ・セーヴァーの資格を取り、後に駐日外交官となってから、溺れかけた日本人を救った大使もいます。東京マラソンに出走する大使は5指に余ります。離任時に「日本を離れたくない」、「日本は第2の故郷」と言ってくれる大使又は大使夫人も少なくありません。

駐日大使館数（1980年以降）

年	駐日大使館数
1980年	102
1990年	109
2000年	126
2010年	150
2012年	152

3. 外務省による協力・支援

各国の駐日大使館による活動や情報発信を通じて外国の人々に日本をより良く理解してもらうことは、日本の外交にとって重要なことです。外務省では、そのために各国の駐日大使館に対し様々な協力や支援を行っており、例えば、日本の地方を良く知ってもらうため、地方公共団体と共催で、駐日各国大使や外交団を対象に地方視察訪問も行っています。2012年11月には駐日大使が三重県を視察し、参加大使からは、「自然との調和を重んじる伝統的な考え方が日本をここまで発展させた実感した」との感想が寄せられ、好評を博しました。



駐日各国大使の三重県視察訪問（11月）

28か国1地域において、日本NGO連携無償資金を利用して活動している。その活動内容も保健・医療・衛生（母子保健、結核・HIV／エイズ対策、水衛生等）、農村開発（環境整備・技術向上等）、障害者支援（職業訓練・就労支援、子供用車椅子供与）、教育（学校建設など）分野で78件の事業を実施するなど、幅広いものとなっている。

また、政府、NGO、経済界などの協力や連携により、大規模自然災害や地域紛争の際に、より効果的かつ迅速に緊急人道支援活動を行うことを目的に設立された「ジャパン・プラットフォーム（JPF）」には、2012年12月末現在、37のNGOが参加している。JPFは、2012年には、アフリカ・サヘル地域での食糧危機（7月）、フィリピンでの洪水被害（8月）、イラン北西部での地震被害（9月）、シリア紛争（10月）、グアテマラやベトナムでの台風被害（11月）に際し、被災者支援を行ったほか、アフガニスタン、パキスタン、スリランカ北部、ハイチ、南スーダン共和国、アフリカの角地域における人道支援を実施した。

一方、日本のNGOは、前述のような政府資金を利用した活動のみならず、支援者による寄附金や独自の事業収入などを活用した活動も数多く実施している。また、近年では、企業の社会的責任（CSR）への関心が高まりつつあり、技術や資金を持つ企業が、国際協力について高い知見を持つNGOと協力の上、開発途上国で社会貢献事業を実施する形での連携も数多く見られるようになっている。

このように、開発援助の分野において重要な活動を行っているNGOを国際協力のパートナーとして位置付け、NGOが活動基盤を強化して更に活躍していけるよう、外務省とJICAは、NGOの能力強化、専門性向上、人材育成などを目指し、様々な施策を通じて

NGOの活動を側面から支援している。

2012年度においては、外務省は、NGO活動環境整備支援事業として、「NGO研究会」（調査研究及びセミナー開催等を5団体に委託）、「NGO長期スタディ・プログラム」（NGO中堅職員の能力強化）、「NGOインターン・プログラム」（若手人材育成）、「NGO相談員制度」（全国に所在するNGO17団体に対し相談業務を委託）の4事業を実施している。

さらに、NGOとの対話・連携を促進するため、「NGO・外務省定期協議会」を6月に実施するとともに、小委員会として、ODA全般について協議するODA政策協議会や、NGO支援や連携策について協議する連携推進委員会を、それぞれ年3回ずつ実施・予定している。

イ その他の主要外交分野における連携

外務省は、開発援助分野以外の外交課題においても、NGOと連携している。例えば、2012年2月下旬から3月上旬まで開催された第56回国連婦人の地位委員会（CSW）において、女性NGOが日本代表を務めたほか、NGO関係者が政府代表団の一員となり、積極的に議論に参加した。また、第67回国連総会では、鷲見八重子NGO代表が政府代表顧問として、人権・社会分野を扱う第3委員会に参加し、発言などを行った。さらに、人権に関する諸条約に基づいて提出する政府報告や第三国定住難民事業などについても、日本政府はNGO関係者などとの対話を行っている。

核軍縮を含む軍縮分野でも、日本のNGOは存在感を発揮しており、外務省とも連携している。具体例として、通常兵器の分野では、クラスター弾に関する条約、対人地雷禁止条約や武器貿易条約（ATT）に関するNGO主催のセミナーに外務省員がパネリス

トとして積極的に参加するなどして、市民社会との対話に努めてきた。また、外務省は、アフغانستان、カンボジア、アンゴラ、ラオスなどにおける地雷や不発弾の除去、危険回避教育プロジェクトの実施に当たり、NGOと協力している。さらに、核軍縮の分野において、2010年9月から開始した外務省による「非核特使」の委嘱事業は、被爆者が世界各地で核兵器使用の惨禍の実情を伝えるNGOの活動を政府が後押しするものであり、2013年1月現在、延べ88人が本制度により世界各地へ派遣されている。

国際組織犯罪分野では、人身取引対策の分野において、現場の声を人身取引対策の体制強化に反映すべく、必要に応じて人身取引対策に日頃から従事しているNGO等と政府関係省庁との意見交換の場を設けており、2012年11月には意見交換を行い、人身取引対策における今後の課題について議論した。

国連改革の分野では、外務省は、2012年3月に「国連改革に関するパブリックフォーラム」を「国連改革を考えるNGO連絡会」と共に開催した。同フォーラムでは、「防災の将来～市民社会と政府の連携をめざして～」と題し、東日本大震災の経験と教訓を今後の



軍縮・不拡散についてNGOと意見交換する風間外務大臣政務官（右から3番目）（11月21日、東京）



日本NGO連携無償資金協力により、日本のNGO団体がラオス不発弾処理を行う様子（ラオス・アッタプー県 写真提供：日本地雷処理を支援する会（JMAS））

取組にどのようにいかすかという観点から議論を行った。

（2）青年海外協力隊（JOCV）・シニア海外ボランティア（SV）

JOCVは、20～39歳の青年男女が、開発途上国の地域で生活しながら、技術移転を通じてその地域の経済や社会の発展に協力し、これを支援することを目的とする事業である。1965年の事業発足以来、派遣された協力隊員は、まさしく日本の「顔の見える」協力を行い、開発途上国の発展に貢献してきた。2012年12月末までに累計で3万7,532人の隊員が88か国に派遣され、農林水産、加工、機械の保守操作、土木建築、保健衛生、教育

文化、スポーツ、計画・行政の8分野（184職種）において積極的な支援を展開している。

SVは、幅広い技術と豊かな経験を有する40～69歳の中高年層の男女を開発途上国に派遣する事業である。1990年の事業発足以来、年々事業規模を拡大しており、2012年12月末までに5,011人が70か国に派遣され、青年海外協力隊と同じ8分野（164職種）において協力を行ってきた。近年は、一線を退

出身都道府県別派遣実績（集計期間：2012年1月1日～12月31日）

都道府県名 青年海外協力隊（JOCV）：累計（2012年中の派遣人数）
シニア海外ボランティア（SV）：累計（2012年中の派遣人数）

沖縄県 JOCV 367 (13) 人
SV 45 (2) 人

岐阜県 JOCV 632 (18) 人
SV 60 (2) 人

福井県 JOCV 255 (8) 人
SV 12 (1) 人

滋賀県 JOCV 368 (4) 人
SV 55 (6) 人

京都府 JOCV 763 (14) 人
SV 120 (5) 人

鳥取県 JOCV 245 (9) 人
SV 9 (1) 人

岡山県 JOCV 539 (12) 人
SV 54 (6) 人

島根県 JOCV 312 (9) 人
SV 27 (2) 人

広島県 JOCV 833 (14) 人
SV 99 (10) 人

山口県 JOCV 481 (10) 人
SV 48 (3) 人

秋田県 JOCV 366 (13) 人
SV 23 (4) 人

山形県 JOCV 385 (10) 人
SV 25 (0) 人

福島県 JOCV 608 (19) 人
SV 43 (2) 人

新潟県 JOCV 753 (15) 人
SV 54 (3) 人

長野県 JOCV 857 (18) 人
SV 62 (3) 人

富山県 JOCV 341 (9) 人
SV 35 (1) 人

石川県 JOCV 353 (12) 人
SV 24 (0) 人

北海道 JOCV 1,906 (45) 人
SV 219 (9) 人

青森県 JOCV 400 (6) 人
SV 33 (1) 人

岩手県 JOCV 430 (6) 人
SV 54 (3) 人

宮城県 JOCV 690 (16) 人
SV 81 (2) 人

群馬県 JOCV 612 (12) 人
SV 54 (4) 人

栃木県 JOCV 539 (13) 人
SV 60 (1) 人

茨城県 JOCV 733 (11) 人
SV 143 (3) 人

埼玉県 JOCV 1,661 (35) 人
SV 269 (7) 人

千葉県 JOCV 1,614 (31) 人
SV 352 (11) 人

東京都 JOCV 3,784 (105) 人
SV 832 (47) 人

神奈川県 JOCV 2,615 (55) 人
SV 620 (17) 人

山梨県 JOCV 250 (6) 人
SV 21 (1) 人

静岡県 JOCV 1,281 (27) 人
SV 147 (7) 人

愛知県 JOCV 1,886 (47) 人
SV 203 (14) 人

三重県 JOCV 469 (10) 人
SV 49 (5) 人

大阪府 JOCV 2,105 (60) 人
SV 263 (18) 人

奈良県 JOCV 372 (7) 人
SV 54 (2) 人

和歌山県 JOCV 209 (10) 人
SV 27 (0) 人

兵庫県 JOCV 1,566 (43) 人
SV 244 (18) 人

徳島県 JOCV 234 (6) 人
SV 18 (0) 人

香川県 JOCV 272 (5) 人
SV 22 (1) 人

高知県 JOCV 219 (4) 人
SV 9 (1) 人

愛媛県 JOCV 520 (18) 人
SV 30 (3) 人

長崎県 JOCV 531 (17) 人
SV 55 (4) 人

佐賀県 JOCV 272 (6) 人
SV 27 (2) 人

福岡県 JOCV 1,651 (40) 人
SV 142 (11) 人

熊本県 JOCV 650 (15) 人
SV 48 (3) 人

鹿児島県 JOCV 710 (9) 人
SV 53 (3) 人

宮崎県 JOCV 444 (11) 人
SV 28 (1) 人

大分県 JOCV 447 (13) 人
SV 35 (3) 人

その他 JOCV 2 (0) 人
SV 24 (0) 人

いたシニア層の再出発やその知見の再活用という観点からも、豊富な経験と熟練した技術をいかすことができるシニア海外ボランティアに対する関心が高まっている。

青年海外協力隊及びシニア海外ボランティアは、開発途上国でボランティア活動に従事したいという国民の高い志に支えられており、外務省は、これを国民参加型国際協力の中核を担う事業として積極的に推進している。2012年12月末現在、2,018人の青年海外協力隊員と463人のシニア海外ボランティアが世界各地（それぞれ72か国、62か国）で活躍を続けている。また、帰国したボランティア参加者は、その経験を教育や地域活動の現場で共有するなど社会への還元を進めており、日本独自の国民参加型による活動は、受入国を始め、国内外から高い評価と期待を得ている。

青年海外協力隊事業が発足から約半世紀を経たことなども踏まえ、外務省は2011年3月から4月にかけて国民から幅広く意見を募集した上で、ボランティア事業の意義を見直し、2011年7月、「草の根外交官：共生と絆のために ～我が国の海外ボランティア事業～」と題する政策文書を発表し、日本のボランティア事業に関する新たな政策を示した。同文書では、帰国後の社会での活躍を支援す



首都タシケントの小児病院で活動する青年海外協力隊員。ウズベキスタンは若年人口が多く、出生率も高い国（ウズベキスタン 写真提供：JICA）



バナナやキャッサバから作る主食「フフ」を太陽光発電を利用してつく装置を考案したシニア海外ボランティア（ガーナ 写真提供：JICA）

る取組の強化、企業やNGOなどとの連携強化、活動状況の見える化などの施策が打ち出されており、その実現に向けた取組を継続的に実施している。また、2012年には、主に中小企業のグローバル人材の育成に役立つオーダーメイドのプログラム「民間連携ボランティア制度」を創設した。

3 地方自治体等との連携

近年、地方自治体や地域で活躍する各種団体は、伝統的な国際交流（姉妹・友好都市交流）のみならず、経済交流（輸出振興、観光誘致など）、国際協力など、様々な取組を積極的に行っており、国際的な相互理解、国際社会における日本の地位の向上、日本のブランド力強化などの面で、外交上重要な役割を果たしている。

外務省としても、オールジャパンでの総合的な外交力を強化するため、このような国際的取組を進める地方や地域との連携を強化する各種の取組を積極的に実施している。

東日本大震災後の風評被害対策支援に加え、日本の地方自治体が地場産業や地域経済の発展を図るための支援策として、在外公館施設を活用した「地方の魅力発信プロジェク

ト」が挙げられる。2012年には、被災3県（岩手県、宮城県、福島県）を始め、各地方自治体がアジア、欧州地域などで9件の各種PR事業やセミナーなどを開催した。



和歌山県物産プロモーション（8月24日、在キルギス大使館）

また、日本の地方の魅力を日本に駐在する各国の外交団に対して発信する「地域の魅力発信セミナー」事業も行っており、2012年には「産業振興、物づくり、企業誘致等」、「観光誘致」をテーマとするセミナーを外務省にて開催したほか、地方視察ツアー（新潟県及び静岡市）を2回、各地方自治体と連携して実施するなど、日本の地方についての諸



地域の魅力発信セミナー



地方視察ツアー

外国の理解増進に努めている。

一方、大使や総領事などは、一時帰国に際し、積極的に地方自治体を訪問しており、外国の最新の現地情報を提供するとともに、今後の経済交流や国際交流面での在外公館と地方自治体との協力について協議を行っている。加えて、京都においては「地方連携関西シンポジウム」、東京においては、「地方連携フォーラム」を開催し、地域レベルの国際・経済交流活動に密接に関係する外交政策や最新の国際情勢について地方自治体などとともに議論を行っている。さらに、外務省ホームページ内のグローバル外交ネットでは、外務省と地方自治体が連携して実施する各種施策、地方自治体の国際交流、経済交流などの国際的活動について様々な情報を提供している。